入　札　説　明　書

令和 8 年 10 月 20 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1　業務名

令和８年度　首里金城の大アカギ樹勢回復業務委託

2　履行期間

令和 9 年 3 月 31 日まで

3　委託の概要

国指定天然記念物「首里金城の大アカギ」を保護するため、樹勢診断結果を基に樹勢回復業務を行う。

4　入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3) 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
(6) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントまたは造園業者として登録されている者であること。
(7) 次の要件を全て満たすこと。
①主任技術者は、一般財団法人日本緑化センターの樹木医登録者名簿に登録された樹木医とし、樹木に対して十分な知識及び能力をある者とする。
②主任技術者は、請負者と直接かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
(8) 沖縄県内に本店が有る者であること。

5　入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条により免除する。

(2) 入札

① 入札参加者は、入札書（第 3 号様式）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「￥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

② 入札書は持参により提出すること。

③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状（第 4 号様式）を持参し、当該入札の執行前に提出すること。

④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。

② 入札書は、封書にして提出すること。

③ 代理人が入札を行う場合で委任状（第 4 号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札

② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札

③ 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

④ 入札書の記載金額を訂正した入札

⑤ 入札書の金額や、「￥」又は「金」の記載がない入札

⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札

⑦ 封筒に 2 通以上の入札書が入っている入札

⑧ 虚偽の記載がされた入札

⑨ 連合その他不正の行為があった入札

(5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は 2 回までとする。

6　落札者の決定方法等

（1）落札候補者

① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。

(3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は文化財課ホームページに掲載する。

(4) 資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 提出された資格審査書類は返却しない。

(7) 提出期限以降における資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 資格審査書類の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。

(9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名　称　　那覇市　市民文化部　文化財課　文化財グループ
所在地　　〒900-8585　那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（10 階）
　　電話番号 098-917-3501　FAX 番号 098-917-3523